

(2) センターにおける収容頭数及び措置状況

①収容状況

単位：頭・匹

		抑留	引取		負傷 収容	保健所からの搬入		計	前年度から の継続飼養
			所有者	拾得者		紀北4保健所	紀南4保健所		
犬	成	2	0	1	0	60	25	88	42
	幼		0	1	6	3	1	11	3
	計	2	0	2	6	63	26	99	45
猫	成		0	0	0	67	30	97	1
	幼		0	53	3	214	148	418	0
	計		0	53	3	281	178	515	1
そ の 他	成		0	0	0	1	0	1	0
	幼		0	0	0	0	0	0	0
	計		0	0	0	1	0	1	0

*引取：動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の収容（所有者からの引取、拾得者からの引取）

*「幼」：収容時に生後90日齢以下のもの（推定含む。以下同じ）

*保健所からの搬入：保健所に収容された犬猫のうち、返還されなかった犬猫をセンターへ搬入する。

*紀北4保健所（橋本、岩出、海南、湯浅）

*紀南4保健所（御坊、田辺、新宮、串本）

②措置状況

単位：頭・匹

		返還		引取取り 下げ	譲渡	自然死	殺処分	計	次年度へ 継続飼育
		狂犬病	動愛法						
犬	成	6	4	2	44	6	42	104	26
	幼		0	0	11	0	1	12	2
	計	6	4	2	55	6	43	116	28
猫	成		1	1	27	23	42	94	4
	幼		0	0	239	86	83	408	10
	計		1	1	266	109	125	502	14
そ の 他	成		0	0	0	1	0	1	0
	幼		0	0	0	0	0	0	0
	計		0	0	0	1	0	1	0

*返還：「狂犬病予防法」に基づき保護した犬を飼い主に返還するもの、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき収容した犬ねこを飼い主に返還するもの